

ご存じですか？加工食品の原料原産地表示制度

平成29年9月1日に食品表示法の食品表示基準が改正され、国産の全ての加工食品の一番多い原材料について原料原産地表示が義務付けられました。移行期間を経て令和4年3月末までに原則として表示が切り替わります。今回は、この新しい制度について解説します。

なぜ加工食品の原料原産地表示が義務化されたの？

原材料調達先の多様化及び国際化に伴い、原料原産地表示が重要視されるようになったことや、加工食品に表示されている産地が原料の原産地なのか、製造地なのか明確でないといった消費者の意見を反映して、加工食品の原料原産地表示が義務化されました。



原料原産地表示制度の対象となる食品は？

原則として国内で製造し、又は加工した全ての加工食品が原料原産地表示制度の対象となります。なお、外食、販売する店舗で調理された食品及び輸入した加工食品は対象外です。輸入品については、その商品がどこの国から輸入されたものかを示す「原産国名」が表示されます。

加工食品の原料原産地はどこに表示されるの？

以下の2つの表示方法があります。一番多い原材料（最初に記載される原材料）に**原産地**が表示されます。

①「原材料名」欄に表示する方法

名称	ウイナーソーセージ
原材料名	豚肉（国産）、豚脂肪、…

一番多い原材料の次に括弧をつけて表示されます。

②「原料原産地名」欄を設けて表示する方法

名称	あじの開き
原材料名	あじ、食塩
原料原産地名	インドネシア（あじ）

一番多い原材料名に対応させて、表示されます。

原料原産地表示のここが変わります！（原則）

① 産地表示～一番多い原材料が**生鮮食品**の場合～

食品選択の参考にご活用ください！

一番多い原材料が**生鮮食品**の場合は、その**産地**が表示されます。2か国以上の産地の原材料を混ぜて使用している場合は、多い順に国名を表示（国別重量順表示）します。

産地が



1か国の場合

【例】 原材料名 豚肉（国産）

2か国の場合

【例】 原材料名 豚肉（国産、アメリカ産）

3か国以上の場合

【例】 原材料名 豚肉（国産、アメリカ産、その他）

この原材料の豚肉は、「**国産**と**アメリカ産**を混ぜて使用し、国産の方が量が多い」ことを意味しています。

原材料の原産地が3か国以上ある場合、多い順に2か国を記載し、3か国目以降は「**その他**」とまとめて表示することもあります。

② 製造地表示～一番多い原材料が加工食品の場合～

一番多い原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地が表示されます。ただし、一番多い原材料に使われた生鮮食品の産地がわかっている場合は、その産地を表示することもできます。

名称 干しそば
原材料名 そば粉(国内製造)、小麦粉、食塩

そば粉の原料となるそばの実が国産という意味ではありません。

その他、こんな表示もあります(例外)

産地の切替え等のたびに容器包装の変更が生じるなど、国別重量順表示が困難な場合に一定の要件を満たすものに限り、例外的に認められます。

① 又は表示

原産地として使用の可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつなぎ、過去の使用実績等に基づいて表示する方法です。

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(国産又はアメリカ産)、豚脂肪、・・・

一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨が表示されます。

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

② 大括り表示

3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。この場合、国産の原材料は使用されていません。

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入)、豚脂肪、・・・

国産を含む4か国以上の産地の原材料が使用されています。この場合、過去の豚肉の使用実績では、「国産」よりも輸入のものが多く使用されていたことを示しています。

③ 大括り表示+又は表示

名称 ウィンナーソーセージ
原材料名 豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、・・・

※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

動画「理想的な手洗い～手洗いチェッカーで検証してみた～」 「食中毒予防三原則を歌ってみた！」公開中です！

洗う時間、水又はお湯、石けんの有無等条件を変えて、理想的な手洗いについて「手洗いチェッカー」で検証した動画と食中毒予防の三原則「つけない・増やさない・やっつける」をリズムに乗せて歌った動画の2本を公開中です。

どちらも印象的でわかりやすい動画となっておりますので、是非御覧ください。



tsunos 手洗い

検索



手洗い



三原則

tsunos 食中毒予防三原則

検索



ご意見・ご感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
TEL: 027-226-2424 FAX: 027-243-3426
電子メール: shokuseika@pref.gunma.lg.jp

★群馬県HPでバックナンバーをダウンロードできます。

(<https://www.pref.gunma.jp/05/d6200163.html>)



【フェイスブックのQRコード】

★公式フェイスブックで情報発信中! (<https://www.facebook.com/gunmashokuanzen/>)